

公認旗門審判員規程

(趣旨)

第1条 本連盟は、スキー競技の正しい運営を図り、厳正公平なる競技の判定によって、競技会を円滑に運営し、その權威を保つため公認旗門審判員制度を設ける。

(任務)

第2条 公認旗門審判員の任務とは次の各号に定める。

- (1) 選手の通過・不通過の判定を責任持つて行う
- (2) 不通過が生じた場合は、失格記録表に競技者のビブ番号、不通過の旗門番号、不通過の状態のスケッチを記入する
- (3) 失格記録表は旗門連絡員に提出する
- (4) その他、コースをクリアにし続けるためのアシストを行う

(受講要件)

第3条 公認旗門審判員講習会を受講する者は、各都道府県競技会の運営に協力している者で、本連盟会員登録を済ませていることとする。

(講習会)

第4条 公認旗門審判員講習会は次の内容で行うものとする。

- (1) 講習会の学科は、次の内容により実施する。
 - ① アルペン競技の知識とルール
 - ② 旗門審判員の服務心得
 - ③ 旗門の種類とセッティングについて
 - ④ その他旗門審判に関する事項
- (2) 講習会の実技は、次の内容により実施する。
 - ① コースのセットの要領及びコース設定要領
 - ② 旗門審判員の実務
- (3) 講習会の学科については、検定を実施する。検定は100点満点とし、80点以上を合格とする。

第5条 講習会は、原則として、ブロックまたは加盟団体ごとに開催できるものとする。

- 2 開催申請は、ブロックまたは加盟団体ごとに開催2ヶ月前までに本連盟に行うものとする。
- 3 参加申込み受付は、開催地の加盟団体がこれに当たる。

第6条 講習会の講師は、開催する団体が決定する。なお、講師のうち1名は本連盟の公認TD資格を有する者とする。

(資格の付与と公認料)

第7条 所定の講習会を修了した者には、公認旗門審判員として、本連盟より資格が与えられる。

第8条 公認資格取得者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入

する。ただし、年次登録料については免除する。

第9条 講習会に関する一切の事務処理は、開催する団体が当たり、終了後2週間以内に本連盟へ受講者名簿を送付し、公認料を納入しなければならない。

(経費等)

第10条 講習会開催に要する費用は、開催する団体が負担する。また、受講料は開催する団体において定めるものとする。

(技能の維持)

第11条 公認旗門審判員は、資格取得後も2年に1回、近くで行われる講習会に参加して新しい知識を求め、競技の判定に研鑽するものとし、他の旗門審判員に対して指導的役割を果たすよう務めるものとする。

(資格の喪失)

第12条 公認旗門審判員は、本連盟と会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき及び競技会開催の協力要請に対して、理由なくしてこれを拒否したり、前条の研鑽を怠たるなど、その責任を保てないと判定した場合は、本連盟理事会の議決により資格を喪失するものとする。

(規程の変更)

第13条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成27年12月15日 改正

令和6年7月25日 改正